

公 示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和2年4月22日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 廣木 雅史

1. 公募内容

(1) 件名

ぜん息等に関する知識普及パンフレット等の印刷業務（8種）

(2) 当該招請の趣旨

環境再生保全機構では、知識普及事業の一環として、ぜん息の発症予防、健康回復等に関する知識を取りまとめたパンフレット等を作成し、地方公共団体等を通じて、広く地域住民に提供し、ぜん息等の正しい知識の啓発に努めている。

今般、2020年度の事業実施にあたり、現在の在庫では対応できないパンフレット等について印刷を行う。

この印刷物の制作にあたっては、最新の「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に適合した印刷用紙を使用することとしているが、昨今の国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、基本方針に適合した用紙の入手が困難な状況にあるため、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者であった場合はその者との契約手続に移行する。応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札（最低価格落札方式）の手続に移行することとし、応募要件を満たすと認められる者全てに対し、入札書の提出を要請する予定である。

(3) 契約期間

契約締結の日～令和2年6月19日

2. 応募要件に関する事項

(1) 公募に応募することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約

者が契約を履行することを妨げた者など

- (2) 平成 31・32・33 年度又は令和元・2・3 年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、物品の製造「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (3) 募集要領、契約書（案）、仕様書及び本件に必要なその他の書類（以下「募集要領等」という。）の交付を受けた者であること。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。（非該当項目を除く。）
- (6) 最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 31 年 2 月 8 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に適合した印刷を実施可能であり、事前に仕様書記載の印刷物の制作に使用する資材を資材確認表に記載して提出することができる者であること。

3. 契約条項を示す場所、募集要領等の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、募集要領等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8 階

独立行政法人環境再生保全機構 財務部経理課 ^{はら}原、^{かべや}壁谷

e-mail keiri@erca.go.jp

電 話 044-520-9529

(2) 募集要領等の交付期間

本公示の日から令和 2 年 5 月 12 日（火曜日）における平日 10 時 00 分～17 時 00 分の時間帯（但し、12 時 00 分～13 時 00 分は除く）とする。

なお、電子メールにより募集要領等の交付を受けようとする時は、上記（1）に以下の必要事項を記入の上、連絡すること。

〈必要事項〉

メール件名：【募集要領等希望】ぜん息等に関する知識普及パンフレット等の印刷業務
（8 種）

- 本 文：
- ①会社名
 - ②所属部署
 - ③担当者名
 - ④郵便番号・住所
 - ⑤メールアドレス
 - ⑥電話番号
 - ⑦FAX 番号
 - ⑧募集要領等一式を希望する公示の名称

4. 参加意思確認書の提出期限等

令和2年5月13日（水曜日）17時00分まで

（ただし、郵送する場合には期限までに3.（1）に示す宛先に必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

5. その他

(1) 公募及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金に関する事項

免除する。

(3) 応募者に要求される事項

参加意思確認書の審査結果通知日までに契約担当職理事から参加意思確認書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行うこととなった場合には、令和2年5月14日（木曜日）17時までにその旨を連絡する。

6. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ

と。

(注) 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。